

介護保険課からのお知らせ

☎ 介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

介護保険負担限度額の認定

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている人は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていますが、次の要件を満たす人について、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

年金収入等（非課税年金を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が

- (1) 80万円 ※ 以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
- (2) 80万円 ※ 超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円
- (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円
- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

※ 令和7年8月から80万9千円に変更

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

山口県知事、周防大島町長に社会福祉法人等による利用者負担軽減実施の申し出をした施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

対象となるサービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

※ 利用者負担軽減実施の申し出をした社会福祉法人等が運営する施設等に限りません。

負担軽減の割合

- ・ 利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25
- ・ 老齢福祉年金受給者の利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の50

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。



国民健康保険税の子どもの均等割額が軽減されます

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる国民健康保険税の均等割額の5割を軽減します。

令和7年度については、平成31年4月2日以降に生まれた人が対象です。

なお、前年の所得が一定基準以下の世帯で、均等割額の軽減が適用となる場合は、その適用後の均等割額より更に5割軽減します。

※ 条件に該当する場合、自動的に軽減判定の対象とするため、申請は不要です。

問い合わせ

税務課 課税第1班
☎ 0820 (74) 1008

